

Tadaoka

商工会 ニュース

第177号 発行所：忠岡町商工会 〒595-0812 忠岡中1丁目1番23号 電話(0725)33-3208 FAX(0725)32-4880
http://www.tadaoka.or.jp/ info@tadaoka.or.jp (印刷 かなた印刷)

商工会会員数	
製造	109
建設	151
小売	123
卸売	28
サービス	88
その他	142
計	641
(法人)	216
(個人)	425

平成27年3月31日現在

忠岡町プレミアム付商品券の発行決定！～現金10,000円で13,000円分の商品券～ 「ただお課長 元気わくわく商品券」参加希望店を募集！



国の経済対策の一環として消費喚起を目的として、**総額7,800万円**の忠岡町プレミアム付商品券「ただお課長 元気わくわく商品券」を発行することが決まりました。

《プレミアム付商品券とは…?》

消費者が1冊に1枚500円の金券26枚綴り(13,000円分)のものを**1万円**で購入。忠岡町内の本事業参加登録店舗でのみ使用可能。

※町内に所在している各種商店(小売店・飲食店・サービス店等)の皆様に参加店舗としての**事前登録を募集**します。

- 《ポイント》
- ①参加店舗の金銭負担なし。
 - ②商品券から現金への換金も随時可能。
 - ③総額7,800万円の商品券を発行。
 - ④大阪府内で最高のプレミアム率(30%)

現金1万円で1冊(500円券×26枚綴)

⑤商品券は忠岡町民以外も購入可能(1人5冊まで)

事業に参加いただける店舗は、次の条件をご確認の上、**下記窓口へ申請してください。**

条件① 対象となる店舗…小売業、飲食業、サービス業

※製造小売業を含む。大型店舗を含む。

※サービス業の例：クリーニング店、理容室、美容室、浴場、学習塾等各種教室、リフォーム工事業など

条件② 事業の主旨を理解し、以下の点を厳守できること。

- ・現金と同様の扱いですが、500円未満の買い物の場合には釣銭を渡さないこと。
- ・現金とは引き換ええない。
- ・商品券取扱店舗であることを証明するステッカーを店頭に表示すること…など。

★申請窓口 忠岡町商工会 平日の9時～17時

★申請締切日 5月13日(水) ※締切日後の登録申請はできません

《使用可能期間》 6月27日(土)～12月26日(土)

《換金可能期間》 7月1日(水)～平成28年1月29日(金)

※平成28年1/30(土)以降の換金はできません。

本商品券の対象外の取引

- 商品券
- ビール券
- 酒券
- お米券
- 図書券
- 切手
- 官製はがき
- 印紙
- タバコ
- プリペイドカード等の換金性の高いもの
- 仕入等の事業資金
- 出資や債務の支払い
- 不動産賃料(敷金、仲介手数料なども不可)
- 医療サービス(調剤薬品も不可)
- 介護サービス(自費介護サービスも不可)
- 整骨院等のサービス(自費診療も不可)
- 公共料金(鉄道運賃・バス運賃も不可)
- 税金(ただし、酒税・揮発油税・入湯税・消費税のみ取扱い可)
- 保険料(生命保険、損害保険など)
- 商品・サービスそのものに違法性があるものや公序良俗に反するもの

本商品券の対象内の取引

- ガソリン
- 軽油
- 灯油
- お酒
- コーヒーチケット
- 入浴回数券
- 学生服
- タクシーチケット
- 車やバイクの代金(税金や法定検査費用、リサイクル預託金以外)
- 自宅のリフォーム
- 建築代金
- 学習塾や各種教室の入会料・月謝
- 理容室・美容室のカット代等
- 医薬品(調剤薬品を除く)
- 製造業者が行う直売所の売買代金
- エステの入会金
- チケット代等
- 新聞の購読料
- 牛乳などの定期購入代金
- 忠岡町指定ごみ袋
- 粗大ごみ処理券
- 建築に伴う廃棄物処理料

《販売日》6/27(土)～6/28(日)9時30分～16時

《販売場所》シビックセンター2階 ふれあいホール

※6/29(月)以降は平日の9時～17時の間に商工会と役場での販売となります。

※お1人様につき5冊(65,000円分)までの販売となります。

無くなりしだい販売は終了とさせていただきます。【6,000冊限定】

《イベント》6/27(土)～6/28(日)に販売会場では忠岡町の製造業・卸売業によるニット、毛布、くつ下、ベビー寝具、靴などの直売イベントを開催します。《商品券使用可》

忠岡町の創業支援事業スタート

①起業希望者・創業者をワンストップ窓口で支援

資金調達や事業プランの作成、行政機関への手続きなど、起業・創業するまでの各種のお悩みを解決するための相談窓口を忠岡町商工会に設置します。経営に関するお悩み事は、まずワンストップ窓口の商工会へご相談いただければ適切な専門家をご紹介しますことができます。また、ピンポイントなお悩みの解決だけでなく起業後5年間にわたり継続的なサポートも実施します。

②創業セミナー(受講無料)

起業・創業に必要な「経営・財務・人事管理・販売方法」の基本知識を1日で習得いただくためのセミナーを実施します。平成27年7月19日(日)13時～17時 忠岡町商工会

①や②のサービスを受けていただき、忠岡町内で株式会社などを設立される場合、登録免許税が減免(15万→7万5千円)されます。詳しくは商工会まで。

③起業・創業支援補助金

事前に忠岡町商工会の審査を経て、町域内で創業できた場合には「起業・創業支援補助金」(創業経費の2分の1、上限10万円)の給付を受けることができます。

〔総合窓口〕忠岡町商工会 ☎33-3208 〔支援窓口〕役場産業振興課 ☎22-1122

忠岡町がホームページ作成費を補助します

町内の中小企業が、販路拡大のため新規にホームページを作成する場合、または既存のホームページを変更する場合の外部委託に要する費用の一部を忠岡町が補助します。

☆補助内容…ホームページ作成費の2分の1以内で、上限5万円(千円未満切捨)

☆注意事項

- ・ホームページ作成を発注する30日前までに補助金交付申請書を忠岡町役場に提出する必要があります。
- ・以前に補助を受けた場合は対象となりません。
- ・外部に委託しないで作成等を行った場合やソフトや機器等の購入費または賃貸料等は補助対象外となります。

【問】役場産業振興課 ☎22-1122

正木孝之生誕二〇周年記念展
文化の灯世界を包め赫々と

いっしょにゆより

日和

IKKYU

BIYORI

正木孝之生誕二〇周年記念展
文化の灯世界を包め赫々と

二〇一五年 四月四日(土)
七月五日(日)

正木美術館

一〇:〇〇～一六:三〇
最終入館一六:〇〇

春 SPRING FAMILY ORDER VIKING

～春の日本グルメ紀行～ 2015/4/1(水)～5/31(日)

Time 17:00～22:00(Lo.21:30) 120分

Price 平日 2,650円(2,862円税込) 土・日・祝 3,150円(3,402円税込)

大人 一人様 2,300円(2,484円税込) 小学生 1,200円(1,296円税込)

お一人様 1,430円(1,544円税込)

飲み放題

ご予約・お問い合わせは(エスポート直通) 0725-20-1110

http://r.gnavi.co.jp/c210408/


ホテルサンルート開空 19階

カジュアル フレンチ エスポート

ご予約・お問い合わせは(エスポート直通) 0725-20-1110

http://r.gnavi.co.jp/c210408/

担保や保証人の要件を緩和した融資で、創業者や地域の小企業をサポート 日本政策金融公庫融資申込み受付中!

新創業融資制度	第三者保証人等を不要とする融資	マルケイ融資(経営改善貸付)
<p>新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方に無担保・無保証人をご利用いただけます。</p> <p>【融資限度額】 3,000万円以内 (うち運転資金1,500万円)</p> <p>【利率】 2.30% (平成27年4月10日現在)</p> <p>【返済期間】 運転資金5年以内 設備資金7年以内</p> <p>【担保・保証人】 不要</p> <p>【融資条件】 次のすべての要件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方。 2. 雇用創出を伴う事業を始める方、または技術サービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方、または勤務経験または修得技能の要件を満たす方。 3. 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できる方。 <p>★女性の小口創業に対する300万円以内の融資制度もできました。詳しくは商工会まで。</p>	<p>第三者の方の保証や担保(不動産・有価証券等)などの提供を不要とする融資をご希望の方に対し、原則として、法人の方は無担保・代表者の方のみの保証、個人の方は無担保・無保証人での融資をお取り扱いしています。</p> <p>【融資限度額】 4,800万円以内</p> <p>【利率】 2.25%~2.35% (平成27年4月1日現在)</p> <p>【返済期間】 運転資金5年以内 設備資金10年以内</p> <p>【担保・保証人】</p> <p>法人営業の方…原則として代表者の方のみ</p> <p>個人営業の方…原則として不要</p> <p>【融資条件】</p> <p>次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税務申告を2期以上おこなっていること。 2. 原則として、所得税等を完納していること。 	<p>小企業者等を対象に、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で低金利で融資する制度です。</p> <p>【融資限度額】 2,000万円以内</p> <p>【利率】 1.25% (平成27年4月10日現在)</p> <p>【返済期間】 運転資金7年以内 設備資金10年以内</p> <p>【担保・保証人】 不要</p> <p>【融資条件】 6ヶ月以上商工会の経営指導を受け、事業の改善に取り組んでいる方で、次の条件をすべて満たしている方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常用従業員数が商業・サービス業の場合5人以下、製造業・その他の業種の場合20人以下。 2. 最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている商工業者。 3. 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫国民生活事業の非融資対象業種等でないこと。 4. 所得税・法人税・事業税・住民税の義務納税額をすべて完納していること。 

日本政策金融公庫の融資お申込み・ご相談

日本政策金融公庫堺支店国民生活事業 (☎072-257-3600) ・ 忠岡町商工会 (☎0725-33-3208)

小規模事業者持続化補助金

持続化補助金とは、小規模事業者が商工会と一体となって「販路開拓や拡大などのための経営計画」を作成し、その計画の取組み経費の一部を補助する国の制度です。

補助率：2/3 補助上限：50万円
申請締切：平成27年5月27日(水)

《補助対象となる取組みのイメージ》

- ①販促用チラシの作成、配布
- ②販促用PR(マスコミやウェブでの広告)
- ③商談会、見本市への出展
- ④店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)
- ⑤商品パッケージ(包装)の改良
- ⑥ネット販売システムの構築
- ⑦移動販売、出張販売
- ⑧新商品の開発

詳細につきましては以下をご確認ください。

※商工会地域の方は→<http://www.osaka-sci.or.jp/jizokuka/>

※商工会議所地域の方は→<http://h26.jizokukahojokin.info/>

詳しくは商工会まで ☎0725-33-3208

経営計画作成セミナー&個別相談会

「持続化補助金」活用に向けた留意点

小規模事業者が、販売促進や販路開拓に取り組む場合の、経営計画書の作成や申請のポイントについてセミナーを開催します。

講師 中小企業診断士 高野 淨氏

《個別相談会》(先着順) セミナー受講者を対象として、フォローアップを実施します。

《セミナー》

第1回 5月12日(火) 18時~21時

第2回 5月13日(水) 18時~21時

いずれも18時~21時

※両方出席いただくも販売促進のための補助金活用

法がご理解いただけます

場所 忠岡町商工会 2階会議室

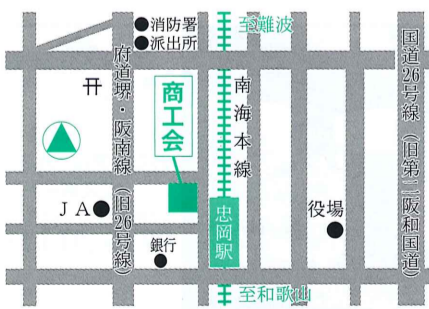
定員 15名 受講料無料

申込 忠岡町商工会 電話またはメールで

☎0725-33-3208 info@adaoka.or.jp

商工会へのお問い合わせ

☎0725-33-3208
月~金曜日の午前9時~
午後5時30分(祝日を除く)
個人会費 年間12,000円~
法人会費 年間36,000円~



商工会会員募集中!

商工会は中小企業の経営相談所です

通常の経営相談はもちろん、創業のご相談も随時、ご相談いただけます。

■融資・税務・法律・労務・パソコンなどの無料相談

■定期健康診断

■各種セミナーへの参加

■労働保険事務組合への労働保険事務の委託

■各種共済への加入(退職金共済、火災共済、PL保険、損保ジャパンの自動車保険割引など)

建設業一人親方労災保険 特別加入制度のご案内

加入できる方

労働者を使用しないで、建設の事業(大工・左官・電気工事など)を行うことを常態とする一人親方、およびその事業に従事する家族従業員。

特別加入者1名につき年額6000円(商工会に未加入の方については別途会員登録が必要。個人年会費年額1万2000円)。

※ご加入手続・詳細は商工会までお問い合わせ下さい。

☎33-3208

労災保険料

保険料は、年2万4263円~13万8700円の間で、希望する日額に応じて選択できます。

手数料

保険料とは別途に、

